

## 報告第4号

### 委任専決処分をしたものについて

養父市ケーブルテレビジョン利用料請求事件に関し、豊岡簡易裁判所において和解に代わる決定がなされたことについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

平成31年3月22日提出

養父市長 広瀬 栄

#### 1 事件番号及び事件名

平成30年（ハ）■■■■ 養父市ケーブルテレビジョン利用料請求事件

#### 2 和解の相手方

■■■■  
■■■■

#### 3 決定条項

- (1) 被告は、原告に対し、本件債務として、159,000円の支払義務があることを認める。
- (2) 被告は、原告に対し、前号の金員を次のとおり分割の上、原告方に持参又は送金して支払う。ただし、送金手数料は、被告の負担とする。
  - ア 平成31年3月から平成32年12月まで毎月末日限り、7,000円ずつ
  - イ 平成33年1月末日限り、5,000円
- (3) 被告が前号の分割金の支払を怠り、その金額が14,000円に達したときは、当然に期限の利益を失い、被告は、原告に対し、第1号の金員から既払金を控除した残金を前号と同じ方法で直ちに支払う。
- (4) 原告は、その余の請求を放棄する。
- (5) 原告及び被告は、原告と被告との間には、本件に関し、本決定条項に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- (6) 訴訟費用は、各自の負担とする。

4 専決番号、専決年月日及び専決事項

専決第4号 平成31年3月12日 和解に代わる決定について